

補償コンサルタント横井ヨシココミュニケーション講

シナチ 補償ミニユミ

発行日／3ヶ月毎1回 発行所／株式会社 新 日 名古屋市中川区山王一丁目8-28
編集者／秋 山 学 TEL <052> 331-5356 FAX <052> 331-4

にでてのたし環物等捕者者業 情発の責分の要 一に望方益の行タ鑑画建せて る

良苦に付注の件は、未定の締縛社と、後見の運営社の間で、何處かに於て、同様の事務が實行されるのである。

まで以上に精進していく
觉悟でございます。
日々新たなり一歩一歩
又一歩、今日の新日はこれ迄、皆様方の並々ならぬ御愛顧によるものと感謝するとともに、今後とも尚一層の御指導御鞭撻の程、心よりお願ひ申し上げる次第でございます
『小林 満 略歴』
現住所 岐阜市鷺山二丁目
大正五年一〇月二二日生
昭和十六年 東京帝国大学農業土木
学科卒 昭和二十一年
長野農林専門学校教授

昭和二十六年 信州大学農学部助教授	岐阜大学農学部助教授 昭和三十年
昭和四十年 岐阜大学農学部助教授 学生部長、農學部長、評議員	岐阜日日新聞学術賞 昭和五十五年 定年退官岐阜大学名譽教授
地域環境保全功労賞 勲三等旭日中綬章受賞 環境行政功劳感謝状	平成二年度十一月 (株)新日 代表取締役社長に就任
採算性については無視して、用地補償業務に対する経験、いわば勉強といつた観点から、業務を受注する者ともに行き詰まるることは明らかであります。	一部起業者で実際に登場したことです。

トンネル建設事業に伴て、採石権等の一部が保障するとともに、採石の営業は発破作業を伴うことから、一定の離隔（保安距離）を確保する必要があり、権利等制限の補償が必要となります。

採石権等に係る補償は、損失補償基準第二章第三節第二二一条（鉱区権・租鉱権又は採石権消滅に係る補償）の規定及び細則第八、ホスコード公式の採用による採権自体の評価は、実務にはそれほど困難な問題とはなりませんが、

一、鉱区が制限され操作が短縮化する損失。

二、鉱区制限による作業効率低下及び経費増。

① 採掘工程（発破比率、残壁法面保護負担増、表土処理増）

② 連搬工程（連搬車走行距離の延長）

③ 破碎選別工程

④ 出荷工程

三、鉱区隣接地の取得

四、採石の採取後の跡地利用の逸失。

等の損失については、損失額の把握が非常に難しく、それは採石権設定の能性逸失。

受注者は、過去を深く省し、住民の対応に取り組む姿勢が必要になります。

近年の急速な都市化進展、高速道路等施設建設は、これまで大規模建設事業とは比較的無かった農山村地域で及ぶに至り、その地特有の被害発生が心配されます。建設工事によって騒音、振動等に起因して、鰻等の養魚施設の長不良、へい死被害、牛や鶏等の畜産施設の乳量減少や産卵減少症はまさに農山村地域特徴の問題といえます。これら施設は生き物を対象としていることから、外的なストレスからは離した立地条件での経が好ましく、至近で建事業が行われれば、生物であるが故、生理的害、ひいては著しい常的損害となりかねまん。

施設への被害の大要については、次回御紹するごととして、建築業は、その地域地域に様々な障害が待ち受けているものだということを、常に肝に命じて事業にあたる必要があるとを痛感する次第です。

(株)新日本代表取締役社長に

小林滿就任

注されている現在、用ひ
交渉業務の発注及び受入
に必要な業務の内容・手
掛を明確に定め、そのこ

ステムづくりをする時
に来て いるの ではない
と思 います。

採石山の補償業務は現在進行中の業務であ
前記損失等について要苦闘の真最中ですが、

先輩方の御指導、御教訓を伺うことが出来ればいいと思います。